

令和 6 年度 町民向けタクシー運行業務委託

【事業の概要】

冬季観光客の回復に伴い、新千歳空港とリゾートエリア間などの長距離輸送の需要が増大しているため、通院・買物といった地域需要に対応できる車両が少なくなり、住民へのサービスが低下していることから、地域住民の足となるタクシー確保のため、令和 5 年度より「町民向けタクシー運行業務」を地域住民の足を担う地元事業者に対応いただいている。

今年度についても、地域住民需要を担うことで観光地で営業した場合との売上差額（損失分）を補助し、地元事業者に運行いただく。

また、昨年度は地域事業者のタクシー車両には配車アプリ搭載が無かったが、今年度はアプリ搭載が進み、ニセコモデルと連動した町内利用車両数が増大することから、冬季利便性の向上に繋がると見込まれる。

《令和 5 年度》

【業務委託期間】

令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
（日曜を除く 104 日）

【確保する車両】

普通車を 1 日 3 台程度確保

【運行時間】

8 時から 22 時まで運行
※午前 8 時から午後 3 時までは 2 台以上
午後 8 時から午後 10 時までは 1 台以上

【運行方法】

- ・電話のみ受付（流し営業は行わない）
- ・電話受付時に送迎場所を確認（迎え先、送り先は町内に限定）

【車両表示】

対象車両にマグネットで表示する

【補助金】

倶知安圏のタクシー運賃を用いて營收の差額相当分を算出し補助

《令和 6 年度》

【業務委託期間】

令和 6 年 12 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
（土日祝日を除く 81 日）

【確保する車両】

普通車を 1 日 2 台確保

【運行時間】

6 時から 15 時までの間、8 時間運行

【運行方法】

- ・電話のみ受付（流し営業は行わない）
- ・電話受付時に送迎場所を確認（迎え先、送り先は町内に限定）

【車両表示】

対象車両にマグネットで表示する

【補助金】

倶知安圏のタクシー運賃を用いて營收の差額相当分を算出し補助